大阪府防災会議運営要綱の改訂について

資料１

|  |  |
| --- | --- |
| 現在 | 改訂案 |
| （会議）  第２条 会議は会長が招集し、議長となる。  ２ 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。  ３ 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 | （会議）  第２条 会議は会長が招集し、議長となる。  ~~２ 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。~~  （削除）  ~~３~~２ 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 |

【改訂理由】

防災会議の所管事務の一つに「災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。」があるが、災害対策を

機動的に進めるため、上記の要件を削除するもの